

千葉地理学会会則（1971年5月30日総会にて改正、同年4月1日に遡って実施）

- 第1条 本会は千葉地理学会と称する。
- 第2条 本会は千葉県の地理学，地理教育の進歩，普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために，次の事業を行う。
1. 研究発表会，講演会の開催 2. 見学旅行の開催 3. 機関誌の発行
4. 地理学的共同調査，地理教育の共同調査 5. 県内外の学術団体との交流
6. その他本会の目的を達するに必要な事業
- 第4条 本会の総会は年1回開催するものとする。
- 第5条 本会の会則変更は総会の決議によって行なう。
- 第6条 本会は会則第2条に掲げた目的に賛成する者をもって構成する。
- 第7条 本会の入退会は常任委員会の承認を得なければならない。
- 第8条 会員は会費として当分の間年500円を前納する。
- 第9条 会員は本会の行う事業に参加することができる。
- 第10条 会員は名誉会員と普通会员とする。名誉会員は千葉県の地理学，地理教育の発展に対する功労者としてこれを総会において推戴する。
- 第11条 本会は次の役員をおく。役員の任期は2ヶ年とする。会計監査は連続して就任できない。
会長1名 会計監査2名 常任委員長1名
常任委員（地区委員含む）若干名
- 第12条 会長は総会において会員の推戴による。会長は会務を総括し常任委員長これを補佐する。会長の事故あるときは常任委員長がこれを代行する。
- 第13条 地区委員は担当地区の会費の徴収，事務連絡などを行なう。
- 第14条 常任委員長、常任委員（地区委員含む）、会計監査は総会で選挙によって決める。常任委員会は常任委員長と常任委員（地区委員含む）からなり会務を行う。会計監査は本会を監査する。
- 第15条 3年間会費を未納し，かつ連絡ないときは脱会とみなす。
- 第16条 本会の事務所は当分の間千葉大学教育学部地理学研究室におく。

細則

- 第1条 第14条の常任委員長、常任委員（地区委員含む）、会計監査の決定は当分の間推薦による。
- 第2条 この会則の変更は、昭和46年4月1日より有効とする。

役員構成

会長1名 常任委員長1名 会計監査2名
常任委員 庶務，会計，研究，編集，見学・調査，地区委員